

# 2024年度 事業計画書

自 2024年4月 1日

至 2025年3月31日

2024年度の事業計画は、次のとおりである。

## 1 法律に基づく審査，認証業務等

審査，認証業務等として，法律により登録を受けている下記の検査，認証業務等を行う。

- (1) 日本農林規格等に関する法律（JAS法）
  - ・ドレッシング，風味調味料，乾燥スープ，パン粉，みそ，有機加工食品，有機飼料，そしゃく配慮食品，大豆ミート食品類及びプロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物の登録認証機関としての認証業務
  - ・ドレッシング，風味調味料，乾燥スープ，パン粉，即席めん類等についての認証業務に係る検査
  - ・JAS認証工場品質管理担当者等を対象とする講習会の開催

## 2 講演会，講習会，情報の提供

- (1) 「JFRL講演会」・「JFRLセミナー」を国内各地域及びWebで適時開催し，食による健康増進，食の安全・安心の確保，食品衛生の向上等に係る理解，啓蒙を図る。加えて，医療分野の安全性に係る知識と理解の向上を目的として，生物学的安全性評価や試験検査法の紹介等の情報を発信する。
- (2) 「技術成果発表会」を開催し，本財団で行っている各種分析試験法の開発・改良や品質保証に対する取組み等の成果を広く公表する。
- (3) 食品関連企業及び関連団体に向けて，衛生管理体制構築等のための各種講習会を開催する。
- (4) 食品，飼料，器具・容器包装，医薬品，医療機器，再生医療等製品等の安全性基準に関する国内及び海外事情の調査並びに資料を収集し，情報誌「JFRLニュース」の発行及びホームページ等を通じて消費者並びに関連企業に対する情報提供を行う。

## 3 研究開発

研究開発部門において，機能性成分の作用機序の解明，評価法及び分析法の開発を行う。同時に有機成分の新規分析法・手法の開発及び既存法の評価・改良を行うとともに，得られた成果を内外に発信する。

## 4 法律に基づく試験・検査等

法律により登録を受けている下記の試験，検査等を行う。

- (1) 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づく飼料等の検定
- (2) 「食品衛生法」に基づく食品，食品添加物，器具・容器包装等の試験検査
- (3) 「健康増進法」に基づく特別用途食品の申請及び許可に必要な試験検査
- (4) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく医薬品等の原料及び資材の試験検査
- (5) 「水道法」に基づく水質検査
- (6) 「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づく残留物質等検査

## 5 分析試験，調査及び技術支援

- (1) 食品，飼料（ペットフードを含む），医薬品，医療機器，再生医療等製品，化粧品，家庭用品，化成品及びこれらの関連物資等の検体について，官公庁，団体，企業等から委託を受け，分析試験を実施する。
- (2) 食品，飼料，医薬品，医療機器，再生医療等製品，化粧品及びこれらの関連物資等の分析試験方法，検査技術，品質管理に関して関連企業等からの要請により試験方法の開発，技術指導を行う。
- (3) 食品関連企業における衛生管理向上のために，現場指導，コンサルティング，実習講座及び原料，製品の分析等を通して製造プロセスに対する総合的支援を行う。

## 6 品質保証体制

- (1) ISO9001 品質マネジメントシステムに基づき，品質方針の徹底，リスク管理手法の導入などにより品質の向上を図り，品質保証体制の維持向上に努める。
- (2) ISO/IEC17025 試験所認定制度に基づき，試験所としての技術的適格性の維持向上に努める。
- (3) GLP/GMP の信頼性を保証するとともに，cGMP 体制の整備を推進する。
- (4) 国内外の関連学会，講習会に参加し，分析試験の品質保証に係る情報を入手する。
- (5) 分析技術の向上及び精度管理のため，国内外の技能試験に積極的に参加する。

## 7 外部機関への協力

- (1) 食品栄養や食品衛生等に関係する学会，研究会等の事務局として協力し，その円滑な運営を支援することにより学会，研究会の活動を通じて社会の発展に寄与する。
- (2) 要請に応じて海外研修生の受け入れや職員の海外派遣を行い，分析試験の技術向上及び衛生管理体制の導入支援に協力する。
- (3) 国際機関や外国の行政機関・分析機関との交流を行い，分析技術，信頼性の向上に協力する。

## 8 組織の整備

- (1) 東京本部の本館を整備する。
- (2) 多摩研究所の本館及び衛生科学センター基幹分析棟を整備する。
- (3) 彩都研究所の2号棟を稼働する。
- (4) 分析の自動化及び連続化を推進し、処理能力及び品質の向上を図る。
- (5) 試験室管理システムの導入部署を拡大し、生産性並びにデータの信頼性及び可用性を向上させる。
- (6) 国連グローバルコンパクトの原則に基づき、各種CSR活動を推進する。
- (7) 新たな人事制度の運用を開始する。

## 9 技術の向上と人材の育成

- (1) 国内外の関連学会、講習会等に参加し、最新技術の習得と情報収集に努めるとともに、分析試験法の改良に努める。
- (2) 分析試験法の開発・改良等を積極的に推進し、その成果を国内外の学会、論文等で発表、投稿する。
- (3) 既存技術を組み合わせ、新しい評価方法を開発する。
- (4) 職員の能力開発及びキャリアパス形成の制度を充実させ、職員一人ひとりの能力を高めてお客様の要望に応える。
- (5) 環境負荷の少ない分析方法を検討し、社会の要請に応える。

以 上